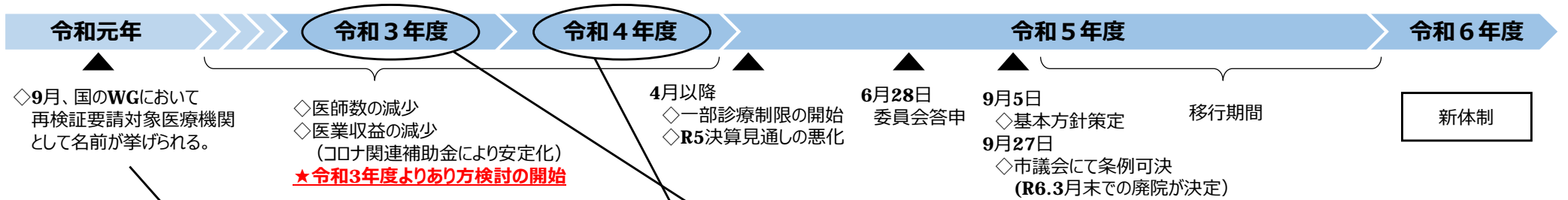


市立藤井寺市民病院の閉院(廃院)について



再検証要請対象医療機関

A 診療実績が特に少ない	該当	B 類似かつ近接	該当
がん		がん	●
心筋梗塞等の心血管疾患	●	心筋梗塞等の心血管疾患	●
脳卒中	●	脳卒中	●
救急医療	●	救急医療	●
小児医療	●	小児医療	●
周産期医療	●	周産期医療	●
災害医療	●		
へき地医療	●		
研修・派遣機能	●		

※本院は『B』に該当。

「構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している（診療実績が無い場合も含む。）」

地域医療構想調整会議（南河内保健医療協議会）で合意を得ること

市の方針をまとめる

市民病院改革プラン（R3～R7）の策定を中心に院内検討

・R3年度南河内保健医療協議会にて一部病床の回復期への転換を提案
⇒『継続審議』

総括的検討

施設（ハード）面
検討

経営・機能（ソフト）面
検討

公立病院としての役割
検討

- ・施設の老朽化による建替の必要性（移転新築⇒多額の費用）
- ・病院の規模（98床の公立急性期）から指定管理、独法化等による大きな効果は見込めず。
- ・政策的医療への特化（小児科等）についても、専門病院を新設するほどのニーズが見込めず、また必要数の専門医の確保も困難。
- ・地域医療構想上、公立病院として求められる役割を果たせない。

閉院(廃院)の決定

・令和4年度の総括的検討の結果及び令和5年4月以降の市民病院における医師不足に起因する一部診療制限の開始を受け、同年6月28日に委員会（市民病院あり方検討委員会）より答申書が提出された。

・これを受け、藤井寺市では、9月5日に「市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針」を策定し、令和5年9月議会での条例可決により、令和6年3月末日での市民病院の閉院(廃院)が決定された。

市立藤井寺市民病院のあり方に関する基本方針

- 令和5年9月5日に策定。（9月7日に公表）
- 今後は、この基本方針に従って市民病院の閉院と患者の引継ぎ、機能移転等を進めていく予定。

基本方針内容

1. 基本方針

市民病院は、令和6年3月末日をもって閉院（廃院）することを前提に、引き続き地域住民の適切な医療が確保されるよう、可能な限り他の医療機関へ協力を求めるなど、地域医療の後退とならぬよう努める。

2. 利用者の引継ぎ等

市民病院の利用者については、診療を引き継がれる医療機関等において適切な医療が受けられるよう、市民病院において引継体制を拡充して業務に当たるなど、万全の対応を講じる。

3. 機能移転

病院機能の移転に当たっては、以下の各項目に従って実行するものとする。

- ① 小児科については、入院診療機能の確保に努める
- ② 災害医療センターについては、適切な医療機関への移転を行う
- ③ 訪問看護ステーションの移転については、その役割と経営手法を検証し、決定する

4. 連携病院の確保

周辺医療機関との医療に関する連携協定の締結など、閉院（廃院）後、通常診療のみならず、災害時、緊急時の医療・診療体制の確保に万全を期す。

5. 跡地利用

閉院（廃院）後の跡地の利活用については、答申に示された内容を尊重し、本基本方針とは別に示すものとする。

6. 市民病院職員への対応

市民病院職員に対しては、十分な説明を行い、その後の職員の処遇についても適切に対応する。

7. その他の重要事項

閉院（廃院）に関連し、重要な解決すべき個別事項（財務、雇用など）については、必要に応じ随時、別に示すものとする。